大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、大阪府下水道協会（以下「協会」という。）において、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格を認定するための試験（以下「試験」という。）及び登録を更新するための講習（以下「更新講習」という。）並びに責任技術者の登録（以下「登録」という。）を統一的に実施するために必要な基本的事項を定めることにより、事務の省力化を図るとともに責任技術者の技術の平準化及び向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水道管理者　下水道法（昭和３３年法律第７９号）に定める公共下水道を実施する市町村（以下「市町村」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は当該公営企業管理者）をいう。

(2) 下水道排水設備工事　下水道法第１０条第１項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含む。）の工事（新設工事、増設工事、改築工事及び撤去工事を含む。）をいう。

(3) 下水道排水設備工事責任技術者　協会がこの規程に基づき、排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有するものとして認め、登録した者をいう。

(4) 受講対象者　試験に合格し、合格証の有効期間が満了する者又は更新講習の修了証の有効期間が満了する者をいう。

（実施機関）

第３条　試験及び更新講習並びに登録の実施機関は、協会とする。

（責任技術者の登録資格）

第４条　この規程に基づく試験に合格した者は、責任技術者として協会に登録資格を有するものとする。

第２章　責任技術者の試験

（試験）

第５条　協会は、責任技術者の資格の認定に当たり、責任技術者として登録を受けようとする者を対象に、試験を行うものとする。

２　試験は、公益社団法人日本下水道協会が作成する「排水設備工事責任技術者共通試験問

題」を使用するものとする。

（試験の実施）

第６条　試験は、毎年１回以上実施するものとし、その期日は協会が定める。

（受験の要件）

第７条　試験を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校又は旧中学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科若しくは衛生工学科又はこれに相当すると協会が認めた課程を修了して卒業した者

⑵ 高等学校を卒業した者で、下水道排水設備工事（以下「排水設備工事」という。）又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、次条に規定する試験の受験申込みを行った日（以下「受験申込日」という。）において１年以上の実務経験を有する者

⑶ 排水設備工事等の設計又は施工に関し、受験申込日において２年以上の実務経験を有する者

⑷ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもののいずれかに該当する者

ア　学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木若しくはこれに相当する課程を修了した者又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による職業訓練校において排水設備若しくはこれに相当する課程の履修者

イ　高等学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント又は合併処理浄化槽等（以下これらを「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関し、受験申込日において１年以上の実務経験を有する者

ウ　農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関し、受験申込日において２年以上の実務経験を有する者

エ　その他アからウまでに準ずるものとして協会が認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

⑴ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑵ 不法行為その他これに類する行為によって試験の合格を取り消され、試験の実施日においてその取消しの日から２年を経過していない者

⑶ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑷ 前各号に掲げる者のほか、協会が受験を不適当と認める者

（受験の申込み）

第８条　試験を受けようとする者（以下「受験申請者」という。）は、協会が定める期間内に、下水道排水設備工事責任技術者試験受験申請書（様式－１。以下「受験申請書」とい

う。）に、次に掲げる書類を添えて協会に提出しなければならない。

(1) 前条第１項に規定する受験の要件を有することを証する書類（卒業証明書等）

(2) 住民票

(3) 受験票送付用封筒（送付に要する費用の郵便切手を貼り付けたもの）

(4) 受験申請者の写真２枚

(5) 手数料払込証明書

２　協会は、受験申請書の提出を受けたときは、前条に規定する受験の要件を確認のうえ受理し、速やかに受験申請者に受験票（様式－２）を送付するものとする。

（試験の合否の判定及び通知）

第９条　協会は、試験実施後、試験の合否の判定を行い、その結果を次のとおり通知するものとする。

(1) 試験の合格者（以下「合格者」という。）には、合格証（様式－３）をもってその旨通知する。

(2) 試験の不合格者には、受験判定結果通知書（様式－４）をもってその旨通知する。

（合格の取消し）

第１０条　協会は、合格者として通知した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の合格を取り消さなければならない。

(1) 受験の要件を有しないことが判明したとき。

(2) 不正行為等により、試験に合格したことが判明したとき。

２　協会は、前項の規定により試験の合格を取り消したときは、その旨を本人に通知するとともに、既に合格証を交付しているときは、速やかに合格証を返還させるものとする。

（合格証の有効期間）

第１１条　合格証の有効期間は、合格の日から起算して５年を経過する年の９月３０日までとする。

（合格証の再発行）

第１２条　合格者は、合格証を紛失、毀損又は合格証の記載内容に変更が生じた場合であって、再交付を受けたいときは、下水道排水設備工事責任技術者試験合格証再発行申請書（様式－５）に、手数料払込証明書を添えて協会に合格証の再交付を申請するものとする。

２　協会は、前項による再交付の申請があったときは、申請内容を審査した上で、合格証（様式－６）を交付するものとする。

第３章　責任技術者の更新講習

（更新講習の通知）

第１３条　協会は、受講対象者に対し、あらかじめ更新講習の受講について、通知しなければならない。

2　受講対象者は、次条に規定する更新講習を合格証又は修了証の有効期間が満了する年に受講しなければならない。

（更新講習）

第１４条　更新講習は、責任技術者の技能の維持確認及び最新技術の習得等を目的として、次の各号に掲げる科目について行うものとする。

(1) 下水道の一般知識に関すること。

(2) 下水道排水設備の法律的知識に関すること。

(3) 下水道排水設備の技術的（設計、施工及び維持管理）知識に関すること。

（受講の申込み）

第１５条　更新講習を受講しようとする者（以下「受講申請者」という。）は、協会が定める期間内に、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講申請書（様式－７。以下「受講申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて協会に提出しなければならない。

(1) 受講票送付用封筒（送付に要する費用の郵便切手を貼り付けたもの）

(2) 受講申請者の写真２枚

(3) 手数料払込証明書

2　次の各号のいずれかに該当するときは、更新講習を受けることができない。

(1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 前各号に掲げる者のほか、協会が登録を不適当と認める者

3　協会は、受講申請書の提出を受けたときは、速やかに更新講習の受講申請者に受講票（様式－８）を送付するものとする。

（更新講習の特例）

第１６条　やむをえない事情により、更新講習を受講できない受講申請者は、更新講習延期申立書（様式－９。以下「申立書」という。）を合格証又は修了証の有効期間が満了する年に実施される更新講習より前に協会に提出しなければならない。

2　前項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合、合格証又は修了証の有効期間が満了する年の次の年に実施される更新講習の受講を条件として、合格証又は修了証の有効期間を当該合格証又は修了証の有効期間から１年間延長することができる。ただし、延長期間内は申立書を提出することができない。

(1) 災害が発生し、排水設備工事等の業務に従事しなければならないとき。

(2) 病気にかかり入院し、又は負傷したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、協会が特に必要と認めるとき。

（更新講習の実施）

第１７条　更新講習は、毎年１回以上実施するものとし、その期日は協会が定める。

（修了証の交付）

第１８条　協会は、更新講習終了後、速やかに更新講習の修了者（以下「修了者」という。）に対して修了証（様式－１０）を交付する。

（修了証の有効期間）

第１９条　修了証の有効期間は更新講習の修了の日から起算して５年を経過する年の９月３０日までとする。

（更新講習修了証明の発行）

第２０条　修了者は、修了証を紛失、毀損又は修了証の記載内容に変更が生じた場合であって、更新講習を修了していることの証明を受けたいときは、下水道排水設備工事責任技術者更新講習修了証明申請書（様式－１１）に、手数料払込証明書を添えて協会に申請することができる。

２　協会は、前項による申請があったときは、申請内容を審査した上で、下水道排水設備工事責任技術者更新講習修了証明書（様式－１２）を交付するものとする。

第４章　責任技術者の登録及び登録の更新

（登録）

第２１条　合格者又は修了者は、協会に対し責任技術者の登録（以下単に「登録」という。）をすることができる。

（登録の申請）

第２２条　登録を受けようとする者（以下「登録予定者」という。）又は登録を更新しようとする者（以下「登録更新者」という。）は、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書（新規・更新）（様式－１３）に、次に掲げる書類を添えて協会に提出しなければならない。

⑴　住民票

⑵　登録予定者又は登録更新者の写真２枚

⑶　手数料払込証明書

（責任技術者証の交付）

第２３条　協会は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、登録予定者にあっては登録を、登録更新者にあっては登録の更新を行い、下水道排水設備工事責任技術者証（様式－１４。以下「責任技術者証」という。）を交付するとともに、下水道排水設備工事責任技術者登録一覧表（様式－１５。以下「登録一覧表」という。）を作成して下水道管理者に送付するものとする。

２　責任技術者は、排水設備工事等の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市町村の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　責任技術者は、氏名、住所、勤務先又は連絡先（以下これらを「登録事項」という。）に変更があったときは、下水道排水設備工事責任技術者登録事項変更届（様式－１６）を提出しなければならない。

4　協会は、前項の規定による届出があったときは、登録事項を変更のうえ登録一覧表を作成し、下水道管理者に送付するものとする。

5　責任技術者は、責任技術者証を紛失又は毀損したときは、下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書（様式－１７。以下「責任技術者証再交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて協会に責任技術者証の再交付の申請をしなければならない。

(1) 再発行を申請する責任技術者の写真２枚

(2) 手数料払込証明書

6　責任技術者は、責任技術者証の記載内容に変更があったときは、責任技術者証再交付申請書に、次に掲げる書類を添えて協会に責任技術者証の再交付の申請をすることができる。

(1) 再発行を申請する責任技術者の写真２枚

(2) 手数料払込証明書

7　協会は、前２項による再交付の申請があったときは、申請内容を審査した上で、責任技術者証を再交付するものとする。

8　責任技術者は、第２６条第１項又は第２項の規定により登録を取り消されたとき若しくは、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、責任技術者証を遅滞なく（一時停止されたときは、停止されている期間中）協会に返納しなければならない。

（責任技術者証の有効期間）

第２４条　責任技術者証の有効期間（以下「登録期間」という。）は、合格証又は修了証の有効期間満了の日までとする。

2　登録更新者は、第２２条の規定による申請が、登録期間内に提出されなかった場合は、登録の資格を失うものとする。

（登録の辞退）

第２５条　責任技術者の登録を辞退しようとするときは、下水道排水設備工事責任技術者登録辞退届（様式－１８。以下「辞退届」という。）を協会に提出するとともに、責任技術者証を協会に返納しなければならない。

（登録の取消し又は一時停止等）

第２６条　協会は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すものとする。

(1) 第１０条第１項の規定により試験の合格を取り消されたとき。

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき。

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(4) 登録の辞退届があったとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、責任技術者の業務を遂行できない明らかな事由があるとき。

2　前項各号に規定するほか、協会が必要と認めるときは、責任技術者の登録の取消し又は登

録の効力を停止することができる。

3　前２項に規定する責任技術者の登録の取消し又は一時停止等の実施について必要な事項は、別に定める。

第５章　雑　　則

（受験講習の実施）

第２７条　協会は、必要に応じ、受験申請者を対象に受験講習会を開催する。

（運営委員会の設置）

第２８条　協会は、試験及び更新講習並びに登録の円滑な実施を図るため、下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2　運営委員会の構成、業務及び運営等については、別に定める。

（手数料）

第２９条　次の各号のいずれかに該当する者は、別に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 試験（受験講習会の受講を含む。）を受けようとする者

(2) 更新講習を受けようとする者

(3) 登録を受けようとする者

(4) 登録を更新しようとする者

(5) 合格証の再発行を受けようとする者

(6) 更新講習修了証明書の発行を受けようとする者

(7) 責任技術者証の再交付を受けようとする者

（その他）

第３０条　この規程に定めのない事項については、協会が別に定める。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、協会を構成する大阪府内４３市町村が交付した下水道排水設備工事責任技術者の登録を証する証書は、有効期間が経過するまでの間、協会の責任技術者証とみなす。

（資格有効期限の設定に対する特例）

3　第１１条又は第１９条の規定にかかわらず、平成２５年度以前に試験に合格し、登録資格を取得した者又は平成２５年度以前に更新講習を受講した者は、資格を取得した日又は更新講習を受講した日が属する年度から当該日の１０年後の年度の末日までに更新講習を受講しなければ登録資格を失効するものとする。